

黒潮町農業公社 新規就農サポートハウス管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、(一) 黒潮町農業公社（以下「公社」という）が所有する新規就農サポートハウス（以下「サポートハウス」という）について、法令等の定めるもののほか必要な事項を定め、公社の経営の合理化に努め、適正な管理と運営を図ることを目的とする。

(名称及び施設の詳細等)

第2条 サポートハウスの名称、所在地、施設の詳細、利用料及び貸借期間は、別表-1のとおりとする。

(管理・責任者)

第3条 この施設・機械の管理は、公社が主体となり、管理責任者は公社理事長とする。ただし、通常の運営管理は管理責任者が決定する管理員（公社事務局長）が行うものとする。

(貸付対象者)

第4条 サポートハウスの貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という）は、黒潮町に住所を有するもので、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

1. 黒潮町で新規就農するために農業次世代人材投資事業、黒潮町担い手支援事業又は農の雇用事業等による研修を修了し、又は修了することが確実と見込まれる者。
2. サポートハウスに附帯する環境制御機器を利用して、新たな栽培技術の習得を目指す者
3. 2に規定する要件は、1に規定する要件を満たす貸付対象者がいない場合に限り、これを適用する。

(貸付の申込み)

第5条 サポートハウスの貸付けを受けようとする者（以下「貸付申込者」という）は、貸付申込書を公社に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 貸付の決定の可否は、理事の意見を参考に理事長が決定し、貸付申込者に通知する。

(賃貸借契約の締結等)

第7条 貸付の決定を受けた者は、速やかに公社とサポートハウスの賃貸借契約を締結するものとし、土地については地権者と農地中間管理事業に基づく賃借権設定をあわせて行うものとする。なお、賃貸借契約の内容は、別に定める。

- 2 サポートハウスの賃貸借契約を締結した者（以下「貸主」という）は、貸主の費用負担により当該サポートハウスに係る園芸用施設及び施設内作物を対象とした園芸施設共済に加入しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 貸主は、当該賃貸借契約の締結によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくはサポートハウスを転貸してはならない。

(施設の滅失又は棄損)

第9条 この施設・機械を滅失又は棄損した時は、ただちにその旨を管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(貸付決定又は賃貸借契約の取消し)

第10条 貸主が次のいずれかに該当すると認めるときには、貸付決定を取消し、又は賃貸借契約を解除することができる。

1. 貸付申込に虚偽又は不正があったとき
2. 支払期限までに貸付料を納付しないとき
3. この規定又は賃貸借契約に違反したとき
4. その他、理事長が必要と認めたとき

(原状回復)

第11条 貸主は、貸付期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、貸主の費用によりサポートハウスを原状に回復し、返還しなければならない。ただし、現状による返還を認めた場合はその限りではない。

(その他)

第12条 この規程に定めること以外については、農業公社理事長が別に定めるものとする。

(付則)

この規定は、令和2年2月28日より施行する。

別表－1

名称（号棟）	所在地	施設の明細	貸付料	貸付期間
黒潮町農業公社 サポートハウス （1号棟）	黒潮町浮鞭字社 4024番	園芸用ハウス 1棟 1,069 m ² 重油加温機 1台 環境制御装置 1式 灌水・揚水設備 1式	480,000 円／年	1年以内
黒潮町農業公社 サポートハウス （2号棟）	黒潮町浮鞭字社 4024番	園芸用ハウス 1棟 1,069 m ² 重油加温機 1台 環境制御装置 1式 灌水・揚水設備 1式	480,000 円／年	1年以内